

# 販売委託契約書

●●（以下、「甲」という）と株式会社 RETRY（以下、「乙」という）は、次のとおり、販売委託契約（以下、「本契約」という）を締結する。

## 第1条（目的）

本契約は、甲の顧客（以下、「顧客」という）から、乙の運営するインターネットサイト（以下、「本サイト」という）を通じて甲が製造し販売する商品（以下、「本商品」という）の注文を受け付け、これを甲が顧客に対して販売する業務に関して、甲および乙のそれぞれの業務を円滑に進めるためのそれぞれの役割を明確にすることを目的とする。

## 第2条（業務）

- 1 本契約により甲が行う業務（以下、「甲業務」という）は以下のとおりとする。
  - (1) 本サイトを通じて注文を受けた本商品を製造し、顧客へ販売・納入すること
  - (2) 本商品に関して生じる顧客対応を行うこと
  - (3) 法令で定められた検査を適切に実施すること
  - (4) 前各号の他に甲業務として甲乙で別途合意する業務
- 2 本契約により乙が行う業務（以下、「乙業務」という）は以下のとおりとする。
  - (1) 甲のために本サイトを通じて顧客から注文を集めること
  - (2) 顧客から注文を受けた本商品に関する情報を甲に通知すること
  - (3) 甲から本商品発送業務の委託を受けた業者に対して、必要に応じ甲の指定する情報の伝達を行うこと
  - (4) 顧客から本商品の代金を収受すること
  - (5) 本サイトに関して生じる顧客対応を行うこと
  - (6) 前各号の他に乙業務として甲乙で別途合意する業務
- 3 乙は、顧客から注文を集めることはあっても、甲を代理して顧客と本商品の売買契約を締結する権限を有せず、また、顧客から一定数の注文を集めることを甲に対して保証しない。
- 4 甲は、本商品の顧客に対する引渡、発送業務は甲が販売者として自己の責任において行うものとし、これを乙が補助することはあっても直接には乙業務に含まれないものとする。この場合において、本商品の顧客に対する引渡、発送業務に必要な設備・機材の導入費及び維持管理に必要な費用は、甲の負担とする。
- 5 乙は、乙業務の全部または一部を、事前または事後の甲への通知を条件に第三者に再委託することができる。

## 第3条（甲および乙の活動）

甲および乙は、善良なる管理者の注意をもって甲業務および乙業務を履行するものとし、本サイトを通じた本商品の顧客獲得のため最大限の努力をするものとする。

#### 第4条（食中毒、クレームその他の対応）

- 1 甲は、本商品について食中毒事故の発生その他何らかの理由により、顧客またはその他の第三者の生命、身体、財産に損害が生じた場合には、当該損害につき顧客またはその他の第三者に生じた損害を賠償する責めに任ずるものとする。
- 2 甲は、本商品について顧客またはその他の第三者から苦情または訴訟の提起等があった場合には、直ちに乙に通知し、甲乙の協議に基づき、これを甲の費用と責任において当該第三者の損害を賠償するなど一切を解決するものとする。
- 3 前2項に関連して乙に損害が生じた場合には、甲は当該損害について一切の損害を賠償する責めに任ずる。

#### 第5条（保険）

- 1 甲は、本商品の製造および販売に関し、自己の費用負担において、必要かつ十分な内容の損害保険、製造物責任保険等の保険契約を締結するものとする。
- 2 甲は、乙から要求のあった場合には甲が前項に基づき加入している保険契約を証明する保険証等の証憑の写しを乙に対して提出しなければならない。

#### 第6条（検査実施）

- 1 甲は、乙から要求のあった場合で、甲が必要と認める場合には、乙の指定する業者による甲の作業場、厨房その他への立ち入り検査を実施し、その結果を速やかに乙に報告しなければならない。
- 2 甲および乙は、前項の検査の結果が良好ではないと判断した場合には、協議の上、甲の販売開始を延期するものとし、必要な改善に努める。
- 3 甲は、乙から要求があった場合で、甲が必要と認める場合には、本商品について、乙の指定する業者による検査（一般生菌・大腸菌群・大腸菌・乳酸菌・黄色ブドウ球菌の細菌検査）を実施し、その結果を速やかに乙に報告しなければならない。
- 4 甲および乙は、前項の検査の結果が良好ではないと判断した場合には、協議の上、前項の検査を実施した業者による甲の作業場、厨房その他への立ち入り検査を実施するように努める。
- 5 本条に定める検査に要する費用は甲および乙で協議して定める。
- 6 乙は、本条に定める検査の結果により本商品に瑕疵があると判断した場合には、本商品の本契約を何らの催告なくして直ちに解除できる。

#### 第7条（代金の回収）

乙は、顧客から本商品の販売代金を甲に代わって代理受領し、毎月末日で締め切り、翌月10日までに、甲の指定する銀行口座に振り込んで支払う。ただし、乙の過失によらずに顧客からの代金の回収が出来なかった場合には、乙は甲に対して当該本商品の販売代金の支払いを留保することができ、また、本商品について食中毒等の瑕疵が生じた場合も、乙は甲に対する販売代金の支払いを留保することができる。

## 第8条（秘密保持）

甲および乙は、本契約に関連して相手方から開示された相手方の営業上、技術上の秘密を、相手方の書面による承諾なくして第三者に対して開示または漏洩しないものとする。

## 第9条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲および乙は、暴力団をはじめとする反社会的勢力に該当せず、かつ反社会的勢力との間に資本関係または取引関係その他一切の関係を持っておらず、今後も持たないものであることを保証し、確約する。
- 2 甲および乙は、本契約に基づく業務の遂行にあたり、反社会的勢力の排除に努めるものとする。
- 3 本書において反社会的勢力とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）において定義される暴力団およびこれに類する団体等であって、暴力、威力および詐欺的手法等を用いて経済的利益を追求する集団、個人およびその関係者をいうものとする。

## 第10条（個人情報の利用）

甲は、顧客から提供される情報に含まれる個人情報を乙に提供するものとし、乙が当該個人情報を次の目的で利用することに同意し、その旨を直接または本サイトを通じて顧客から同意を得るものとする。なお、甲は、乙の責めに帰すべき場合を除き、個人情報の漏洩等の責任について自己の責任と費用において解決する。

- （1）本サイトの運営・管理のため
- （2）本サイトの販売促進のための情報提供（ダイレクトメール、電子メール等による）

## 第11条（本サイトの権利）

本サイトの著作権その他財産権は、乙または乙の指定する者に帰属し、甲には帰属しないことを甲乙確認する。ただし、甲が乙の乙業務とは関係なく運営するインターネットサイトについてはこの限りではない。

## 第12条（譲渡禁止）

甲または乙は、本契約に別途定める場合を除き、本契約に基づく権利義務の一部または全部を、相手方の事前の書面による承諾なくして第三者に譲渡または質入れその他の処分をしてはならないものとする。

## 第13条（有効期間）

- 1 本契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とする。ただし、有効期間終了2か月前までに甲乙いずれも終了の通知をしない場合には、同一条件で1年間自動的に更新し、その後も同様とする。
- 2 甲および乙は、本契約期間中であっても、2か月前に通知することにより、本契約を解約することができるものとし、本項に基づく解約の場合には、別途違約金、損害賠償等は生じないものとする。

#### 第14条（解除）

甲または乙は、相手方に以下の各号に掲げる事由の一が生じた場合には、何らの催告なく直ちに本契約を解除することができ、これによって被った損害の賠償を相手方に対し請求することができるものとする。

- （1） 支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
- （2） 手形、小切手の不渡りを出したとき。
- （3） 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- （4） 第三者より仮差押、仮処分、保全差押または差押を受け、本契約の履行が困難と認められるとき。
- （5） 本契約を継続しがたい重大な背信行為を行ったとき
- （6） 前各号に定める他、乙が本契約を継続することを不相当と判断した場合

#### 第15条（管轄裁判所）

本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第16条（誠実協議）

本契約に定めのない事項については、その都度甲と乙が誠意をもって協議し円満に解決するものとする。

以上合意の証として本契約書2通を作成し、甲・乙は各自記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

平成●●年●●月●●日

甲：

乙：